

統計の二次的利用促進に関する研究会

平成 23 年度報告書骨子（案）

1 はじめに

平成 19 年 5 月に全面改正された統計法（新統計法）においては、統計データの一層の利活用を目的として、旧統計法に規定されていた調査票情報の目的外利用に加え、匿名データの作成・提供やオーダーメイド集計を可能とする「二次的利用制度」が設けられた。

この制度が施行されてから約 3 年が経過した現在、各方面から様々な意見・要望がある。本研究会では、これらの意見・要望を踏まえ、制度運用に関する諸課題を検討してきたが、今般、本年度の検討結果について「平成 23 年度報告書」としてまとめることとする。

2 二次的利用制度の導入までの経緯

旧統計法では、総務大臣が指定する統計調査の調査票について、統計上の目的以外に利用すること（目的外利用）を原則として禁止してきた。しかし、統計法が改正され、二次的利用制度が開始されるに当たり、総務省において「統計法制度に関する研究会」や「統計データの二次利用促進に関する研究会」を設け、改正後の統計法の運用方法や技術的な課題等について検討を行った。

3 二次的利用の現状

平成 22 年度における二次的利用の実績は、

- (1) 匿名データの提供（法第 36 条） : 38 件
 - (2) オーダーメイド集計（法第 34 条） : 12 件
 - (3) 調査票情報の利用（法第 33 条第 2 号） : 133 件
- となっている。

4 二次的利用の推進に向けた要請

二次的利用制度については、以下の各方面から意見・要望等がある。

- (1) 内閣府統計委員会
 - ・「統計法施行状況に関する審議結果報告書」（平成 23 年 9 月 22 日 内閣府統計委員会）
- (2) 内閣官房高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
 - ・「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」（平成 23 年 8 月 3 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）等

(3) 内閣府行政刷新会議事務局

- ・「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」（平成 23 年 4 月 8 日 閣議決定）

5 二次的利用の推進に向けた検討

上記の各意見・要望等に対し、総務省政策統括官（統計基準担当）では、平成 22 年 12 月から本研究会を開催し、検討を重ねてきた。検討に当たっては、考え方や守るべき原則、論点を整理し、諸外国における類似制度の状況や、民間における二次的利用に対するニーズを把握した上で、検討を行うこととした。

6 諸外国における二次的利用制度

諸外国における二次的利用制度は、民間の調査機関に委託して行うこととし、具体的には平成 23 年 8 月～11 月の間、アメリカセンサス局等、10 の機関を対象としてアンケート調査等を実施した。

7 二次的利用に対する民間ニーズの把握

統計データの二次的利用制度に対する民間利用者のニーズを把握するため、平成 23 年 7 月、シンクタンク等、7 の民間企業や各府省のサービス窓口等から情報収集を行った。

8 二次的利用の推進に向けて

(1) 民間ニーズに対応した統計情報の提供

① e-Stat の充実の推進

二次的利用に関して民間企業等にヒアリングしたところ、公表された集計データやその充実、使いやすい形での提供など、公表データの加工・提供の改善により対応できるニーズも多いことが分かった。

このため、GIS 機能や検索機能の強化など、公表データの提供を行っている政府統計の総合窓口（e-Stat）の充実を推進することが求められる。

② 疑似マイクロデータ（※）等によるパブリックユースファイルの検討

二次的利用の利用目的の範囲等についてヒアリングしたところ、地域情報の提供等には民間でのニーズがある一方、提供に当たっては国民の不安に十分配慮し、理解に努めることが必要であるとの意見もあった。

このため、個人情報漏えいのリスクがなく地域情報の欠損が少ない疑似マイクロデータ

等によるパブリックユースファイルの提供に関して検討を行う必要がある。

※ 疑似マイクロデータ：調査票の集計結果を詳細化し、個々のデータの分布や平均が調査票情報の分布や平均と同様なものとなるように作成されたデータ。個々のデータは実際に存在する個人のデータではないため、これらの情報から個人等が特定されるおそれはないものとされている。これを匿名データの一形態とみなすか否かによって、その取り扱いが異なることとなる。

③ オンサイト利用（※）に関する仕組みの整備

調査票情報のオンサイト利用に関しては、そのニーズについて疑問を呈する意見がある一方、利用場所の制限があっても、情報の欠損が少ない方が望ましいという意見があった。また、諸外国では、調査票情報を提供するに当たっては、オンサイト利用施設に限定して行うことが一般的であった。

このため、日本でも、オンサイト利用に関するガイドラインの整備など、オンサイト利用を可能とする環境の整備を図ることとする。

※ オンサイト利用：統計データの提供を求める者が、行政機関又は届出独立行政法人等から統計データの提供を受けるに当たり、当該行政機関又は届出独立行政法人等が指定するセキュリティが確保された場所を利用することをいう。

④ 二次的利用の対象となる統計調査の拡大

民間企業等にヒアリングしたところ、二次的利用制度で利用できる統計調査を拡大してほしいとの意見があった。

現在、二次的利用制度を通じて利用できる統計調査は、関係府省で随時追加しているところだが、現時点ではオーダーメイド集計は23種類、匿名データは6種類となっている。

今後、関係府省は、オーダーメイド集計、匿名データの提供ニーズがある統計調査について、提供を拡大していくことが求められる。

(2) 二次的利用についての周知の推進

オーダーメイド集計や匿名データの作成・提供などの二次的利用は、広く一般に公開される研究レポートの作成など、学術研究目的であれば民間企業でも利用可能である。しかし、そのことについて承知していない企業、さらには二次利用制度そのものの存在を知らない企業が複数見られた。

このため、今後、民間企業でも条件を満たせば統計データの二次的利用が可能であることについて、さらに広報を推進することとする。

9 おわりに

二次的利用制度は、平成21年度に始まったばかりであり、現在は利用件数が年々増加するなど、制度の定着が進みつつある段階である。このような中で、平成24年度は上記

のような取組を推進することとする。

二次的利用の拡大に当たっては、国民の不安に対して配慮することが必要であり、徐々に環境を整備し、周知していくなどの取組を進めていくことが求められる。このため、当面は平成 24 年度の実績を検証しつつ、どのような統計に対してどのような利用が求められているかなど具体的なニーズの把握、地域情報の付加の方法など、今後も更なる検討を進めていくこととしたい。